

ることは、一家の収入を増す大なる原因となるのである。以上は夫妻共同して働き得る子供の少き時代には家計比較的餘裕あり、しかして子供の數漸く増すに従つて生活漸く困窮を告ぐるに至るけれども、子弟漸く長じて勞働能力者となれば一家は最も全盛の域に達する。然るにその兒女が或は結婚して分家し或は他へ嫁するに至つて、家計は又貧窮の淵に沈むと云ふローントゥリーの説の或る一側面を證するものゝ如くに思はるのである。

第三節 支出状態

四十所帯の記入延月數百八十三箇月に於ける支出總額は一萬三千四百五十四圓六十六錢に達する。而して所帯中、一月平均支出額の最小なるものは三十八圓七十四錢三厘、其の最大なるものは百三十六圓六十二錢であつて、全體を通じ一所帯一月平均の支出額は七十三圓五十二錢一厘に當つてゐる。之を大正五年五月に行はれたる高野博士の二十職工家計調査に表はれたる一所帯平均支出額三十圓九十四錢八厘に比する時は甚しい増額を示して居る。これ物價騰貴の影響を見ることが出來ると思ふ。支出の費目は初め之を大中小三様の分類をなし、其の小分類は百三十項に近く細分したのであつて、夫等に就いての精細なる討究は、之を第二部報告に譲り、本報告に於ては大中の兩分類に依つて、支出状態の一般概観を報告するに止むることとしたのである。今全所帯に於ける各項目の支出總額と一所帯一月平均額並びに所帯員一人宛の一月平均額を示せば次の如くである。

A 第七九號 四十所帯總支出

延月數一八三、所帯員一六六、一家平均所帯員四・一五

費目	支出總額	一所帯一月平均額	一人一月平均額
(I) 生活必需費			
a 飲食物費	六、四六三・〇三五	三五三・一七	八五・一〇
b 住宅費	一、三五九・二〇〇	七・四三七	一七九・〇
c 薪炭燈火費	七、八七九・〇	三・九八二	〇九六・〇
d 被服身廻品費	一、二八一・七五	七・〇〇四	一六八・八
e 購買組合掛金	一八・一〇〇	〇・〇九九	〇・〇三四
(II) 社會生活費			
a 保健衛生費	六、七三七・〇	三・六七六	〇八八・六
b 育兒教育費	三、九七二・九五	二・一七〇	〇・五三三
c 交際交通費	八、二九五・五五	四・五三三	一〇九・三
d 公課及び會費	九六・四三〇	〇・五二七	〇・二二七
(III) 文化生活費	五、六五〇・八五	三・〇八八	〇・七四四
(IV) 雜費(負債費を含む)	四、九五・二七五	二・七〇六	〇・六五二
以上の計	一、二、九〇七・一〇〇	七〇・五三二	一、七〇・一三

(V) 貯蓄	五三九・九一〇	二八九〇	〇六九六
(VI) 非常特別支出	一〇八九〇	〇〇六〇	〇〇一四
(VII) 費目記載洩	七六六〇	〇〇四二	〇〇一〇
合計	一三,四五四・六六〇	七三・五二二	一七・七三三

右四十所帯中、夫婦所帯の數二十九ある。今其の支出状態を示せば次の如くである。

A 第八〇號 夫婦所帯總支出

延月數一二三、所帯員一四、一家平均所帯員三・九三

費目	支出總額	一所帯一月平均額	一人一月平均額
(I) 生活必需費	四,〇三三・九八五	三三・七八八	八・三四三
a 飲食物費	九三三・九〇〇	七五・九三	一九・三三
b 住居費	五〇五・〇〇〇	七二・〇六	一〇・四五
c 薪炭燈火費	八三二・七四五	六七・六二	一七・二
d 被服身廻品費	一一〇・三〇〇	〇〇・九〇	〇・三二
e 購買組合掛金	六,三二四・七一〇	五二・三三九	一三・〇六三
(II) 社會生活費	四三二・八四〇	三五・二一	〇・八九三
a 保健衛生費			

費目	支出總額	一所帯一月平均額	一人一月平均額
b 育兒教育費	二,二五二・〇〇〇	一八・三二	〇・四六六
e 交際交通費	五,四三六・八一五	四四・三二	一・二二五
d 公課及會費	六三・九三五	〇・五三〇	〇・一三三
(III) 文化生活費	三九二・二〇〇	二五・九五	〇・六六〇
(IV) 雜費(負債費を含む)	三三二・三三〇	一八・八一	〇・四七九
以上の計	八,一三〇・四〇〇	六六・〇九八	一六・八一七
(V) 貯蓄	三,八四・五九〇	三二・二七	〇・七九六
(VI) 非常特別支出	一〇八・九〇〇	〇・八八九	〇・〇三三
(VII) 費目記載洩	四・四五〇	〇・三六	〇・〇〇九
合計	八,五三九・九七〇	六九・三五〇	一七・六四五

全所帯に於ても亦、夫婦所帯のみに於ても、何れも生活必需費が大部分を占め居るを見るべく、其の中にて飲食物費が特に著しい額を示して居る。住居費、被服費之に次いで、交際交通通信の費用が可成りの額に上り居ることは注意すべき點と云はねばならぬ。而して享樂的性質を有する文化費の甚だ僅少なるは亦注目に値する。夫婦所帯に於ては支出平均額が全所帯よりも低きにも拘らず生活必需費が却つて高きことは注意すべき點である。

尙ほ所帯によつて記入の期間に著しい長短の差があることは既掲の記入期間圖表にて明らかであるが、今特に六箇月以上を記入したる所帯十三に就いて、其支出状態を検する時は次の如くである。

A 第八一號

六箇月以上記入十三所帶總支出

延月數一〇四、所帶員五四、一家平均所帶員四・一五

費目	支出總額	一所帶一月平均額	一人一月平均額
(I) 生活必需費			
a 飲食物費	三,三三三・二一〇	三三・三四三	七・七六九
b 住居費	六六二・二六〇	六・三六七	一・五三四
c 薪炭燈火費	三,七二二・六六〇	三・五八三	〇・八六三
d 被服身廻品費	六〇九・四六〇	五・八六〇	一・四二二
e 購買組合掛金	一八・一〇〇	〇・一七四	〇・〇四三
(II) 社會生活費			
a 保健衛生費	三五一・六六五	三・三八一	〇・八一五
b 育兒教育費	一九三・三六〇	一・八五九	〇・四四八
c 交際交通費	四〇九・〇二〇	三・九三三	〇・九四八
d 公課及會費	四一・一八〇	〇・三九六	〇・〇九五
(III) 文化生活費	二二二・〇五五	二・一四五	〇・五二七
(IV) 雜費(負債費を含む)	三二六・五八五	三・〇四四	〇・七三三
(V) 貯蓄	六,五五〇・四六五	六二・九八五	一・五二七
合計	二九,〇〇〇	二七・七八八	〇・六七三

費目	支出總額	一所帶一月平均額	一人一月平均額
(VI) 非常特別支出	六・七五〇	〇・〇六五	〇・〇一六
(VII) 費目記載洩	二・四八〇	〇・〇二四	〇・〇〇六
合計	六,八四九・六九五	六五・八六三	一・五八七〇

然るに右の中、夫婦所帯は八あり、更らに其の八夫婦所帯の支出状態を見るに

A 第八二號

六箇月以上記入八夫婦所帯總支出

延月數六六、所帶員三一、一家平均所帶員三・八八

費目	支出總額	一所帶一月平均額	一人一月平均額
(I) 生活必需費			
a 飲食物費	二,〇八七・四二五	三二・六二八	八・一五二
b 住居費	四五四・五〇〇	六・八八六	一・七七五
c 薪炭燈火費	二,四三三・九五〇	三・六九六	〇・九五三
d 被服身廻品費	四八八・九一五	六・三四七	一・六三六
e 購買組合掛金	一一・〇三〇	〇・一六七	〇・〇四三
(II) 社會生活費			
a 保健衛生費	二二七・五〇五	三・二九六	〇・八四九
b 育兒教育費	一三四・四〇〇	三・〇三三	〇・五三四
合計	六,六五七・五五	一〇〇・八八	二・五九九

合計	(VII)(VI) 非常特別支出費目記載洩	四、三四二五〇	六五八三三	一六九六四
	(V) 貯蓄	四、一〇七、二一〇	六三、三三二	一六〇三九
(IV)(III) 文化生活費	以上の計	二、八三六〇	三、四六〇	〇、八九三
	雜費(負債費を含む)	一、二七六〇〇	一、七九五	〇、四六〇
d 公課及會費	以上の計	一〇、七六四五	一、六三四	〇、四二二
	雜費(負債費を含む)	一、〇七六〇〇	一、七九五	〇、四六〇
c 交際交通費	以上の計	二、九一七六〇	一、六三四	〇、四二二
	雜費(負債費を含む)	二、三三五〇	一、七九五	〇、四六〇

右兩表に依れば、全體の所帯及び全體の夫婦所帯に現はれたる支出額と比して幾分の減少を見るのであるが、しかし各費目間の割合には殆んど差異なきを認め得るのである。

今、貯蓄支出以下の支出は、剩餘金の性質及び非常特殊の性質等を有するものであるから、之を除いてI乃至IVの純支出項目を採つて、其各が總額に對する百分比を求むる時は左の如き結果を得るのである。

A 第八三號 純支出總額中各費目の百分比

費目	世帯別			
	四十所帯 純支出百中	二十九夫婦所 帯純支出百中	六箇月以上記入十 三所帯純支出百中	六箇月以上記入八夫 婦所帯純支出百中
(I) 生活必需費	四九・六〇	四九・六〇	五二・一九	五〇・八二
a 飲食物費	一〇・五三	一一・四九	一〇・一一	一一・〇七
b 住居費	五・六五	六・二一	五・六九	五・九四
c 薪炭燈火費	九・九三	一〇・二三	九・三〇	一〇・二〇
d 被服身廻品費	〇・二四	〇・一四	〇・二八	〇・二七
(II) 社會生活費	五・二一	五・三一	五・三七	五・三〇
a 保健衛生費	三・〇八	二・七七	二・九五	三・二七
b 育兒教育費	一・五四	一・五五	一・五二	一・六二
c 交際交通費	六・四三	六・六九	六・三四	七・一〇
d 公課及會費	〇・七五	〇・七九	〇・六三	〇・五四
(III) 文化生活費	四・三八	三・九三	三・四二	三・六三
(IV) 雜費(負債費を含む)	三・八四	二・八四	四・八三	二・八七
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

右に依つて、夫婦所帯の方が常に全所帯に於けるよりも、生活必需費及び社會生活費に於て割合高く、文化費及び雜費に於て割合低きを知り得るのである。而して何れの所帯に於ても飲食物費が約五

割を占め、之に住居費を合算する時は六割である。かくて生活必需費が七六・三二%乃至七八・三〇%を占め、總支出の四分の三強がこの爲めに費さるゝと云ふことは特に注意すべき點ではあるまいか。尙之に保健衛生費を加ふる時は支出總額の八一・五三%乃至八三・六〇%となるのである。之を高野博士の二十職工家計調査の結果と對照せしむれば、住居費を除いて、生活必需費中の他の費目は何れも其の割合を高騰せしめ、殊に食物費は一割前後の増高を示して居ることは、生活難の程度の進めるを語るものではあるまいか。

扱て次に觀察の側面をかへ、記入の最も多き月を選んで、其の月に現はれたる支出の状態を見んと欲するのである。而して其の記入所帶數の最も多き月は、大正八年三月(所帶數二二九、所帶員一一九)であつて、同年二月(所帶數二八、所帶員一二二)、四月(所帶數二五、所帶員一〇三)、五月(所帶數二三、所帶員九一)、六月(所帶數二〇、所帶員八二)之に次ぎ、都合五箇月である。今此の五箇月に就き、一所帶平均支出額を求めれば左表の如くである。

A 第八四號 記入所帶數多き月に於ける一所帶平均支出額

費目	月別					
	大正八年二月	同年三月	同年四月	同年五月	同年六月	同年七月
(I) 生活必需費	766.28	756.27	689.17	679.69	694.78	694.78

費目	月別					
	大正八年二月	同年三月	同年四月	同年五月	同年六月	同年七月
a 飲食物費	371.35	357.21	335.93	330.58	348.45	348.45
b 住居費	806.2	750.7	664.9	698.6	674.4	674.4
c 薪炭燈火費	550.1	469.9	348.2	306.0	497.45	308.0
d 被服身廻品費	413.0	739.3	601.5	757.6	833.6	833.6
e 購買組合掛金	413.0	739.3	601.5	757.6	833.6	833.6
(II) 社會生活費	357.3	333.3	377.9	336.1	491.9	491.9
a 保健衛生費	357.3	333.3	377.9	336.1	491.9	491.9
b 育兒教育費	204.3	199.3	246.6	186.5	221.0	221.0
c 實際交通費	377.6	464.1	344.5	404.7	237.7	237.7
d 公課及會費	266.6	82.4	73.8	50.4	211.1	211.1
(III) 文化生活費	248.5	392.7	325.5	323.3	258.5	258.5
(IV) 雜費(負債費を含む)	366.3	247.7	238.9	308.0	234.3	234.3
以上の計	706.33	733.33	649.53	656.25	678.41	678.41
(V) 貯蓄	218.61	326.3	395.7	209.9	155.0	155.0
(VI) 非常特別支出	0.14	0.51	0.07	0.39	0.63	0.63
(VII) 費目記載洩	0.14	0.51	0.07	0.39	0.63	0.63
合計	736.28	756.27	689.17	679.69	694.78	694.78

薪炭燈火費が二、三、四、五、六月と進むに伴れて減少し行く反對に、被服身廻品費が漸増し行くこ

とも面白い現象であるが、交際交通費が、節句と彼岸とを有する三月と五月とに多きも當然の事であらう。享樂の費用が三月四月に多くして、二月に最も少いことも亦自然の數である。然るに右の中、I乃至IVの純支出の各項目につき純支出總額に對する百分比を求むる時は次の如くである。

A 第八五號 記入所帶數多き月に於ける純支出總額中、各費目の百分比

費目	月別					
	大正八年二月	同年三月	同年四月	同年五月	同年六月	計
(I) 生活必需費	55.57	49.40	50.18	48.85	51.36	
a 飲食物費	1.21	1.03	1.02	1.06	0.94	
b 住居費	77.9	64.9	53.6	46.6	44.4	
c 薪炭燈火費	58.5	10.2	9.2	11.5	12.1	
d 被服身廻品費	5.85	10.2	9.2	11.5	12.1	
e 購買組合掛金						
(II) 社會生活費						
a 保健衛生費	5.06	4.33	5.83	4.97	7.25	
b 育兒教育費	2.89	2.76	3.80	2.84	3.26	
c 交際交通費	5.34	6.42	5.30	6.17	3.50	
d 公課及會費	0.38	1.24	1.13	0.77	0.30	
(III) 文化生活費						
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

費目	月別					
	大正八年二月	同年三月	同年四月	同年五月	同年六月	計
(I) 生活必需費	37.03	33.47	29.91	27.53	29.46	
a 飲食物費	8.27	7.50	6.40	6.74	6.53	
b 住居費	57.85	45.94	33.52	29.95	31.28	
c 薪炭燈火費	4.83	7.06	5.85	5.37	7.76	
d 被服身廻品費						
e 購買組合掛金						
(II) 社會生活費						
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

然るに、右の記入所帶數多き五箇月中に於て、特に夫婦所帶のみを抽出して、同じく其の支出状態を観察せんと欲するのであるが、其の五箇月に於ける夫婦所帶の數及び其の所帶員を擧ぐれば、二月は所帶數二一、所帶員八九、三月は所帶數一九、所帶員七四、四月は所帶數一七、所帶員六四、五月は所帶數一四、所帶員四九、六月は所帶數一二、所帶員四三である。今其の各月に於ける一所帶平均支出額及び純支出額に對する百分比を支出各項目に分類して表示すれば、次の如くである。

A 第八六號 記入所帶數多き月に於ける夫婦所帶の一所帶平均支出額

費目	月別					
	大正八年二月	同年三月	同年四月	同年五月	同年六月	計
(I) 生活必需費	37.03	33.47	29.91	27.53	29.46	
a 飲食物費	8.27	7.50	6.40	6.74	6.53	
b 住居費	57.85	45.94	33.52	29.95	31.28	
c 薪炭燈火費	4.83	7.06	5.85	5.37	7.76	
d 被服身廻品費						
e 購買組合掛金						
(II) 社會生活費						
計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

合計	a 保健衛生費	三六五	三三六	四二〇〇	二七九四	二九六六
	b 育兒教育費	二二〇九	二〇八五	一六九三	一一一四	一四八六
合計	c 實際交通費	三六七六	三〇四一	三二七六	三六八九	二四四六
	d 公課及會費	〇一九八	〇八五三	〇六七六	〇六三八	一〇九七
合計	(III) 文化生活費	一八四八	三八二九	三二八〇	三三二一	一六八一
	(IV) 雜費(負債費を含む)	一四六九	二六一二	一三九八	一九一〇	二二四三
合計	(V) 貯蓄	六八七〇三	六八三五一	五九〇六三	五五五八九	五八三五九
	(VI) 非常特別支出	一五七四	三一九三	四四八四	二三八七	一四八三
合計	(VII) 費目記載洩	〇二二			〇三九三	〇一〇四
	合計	七〇三九六	七二四三三	六三、五四六	五八、三七六	五九、九四六

一七四

A 第八七號

記入所帶數多き月に於ける夫婦所帶の純支出額中各費目百分比

費目	月別	大正八年二月	同年三月	同年四月	同年五月	同年六月
(I) 生活必需費	a 飲食物費	五、四四	四、〇四	四、九四	四、〇三	五、〇九
b 住居費		一、九六	二、〇〇	一、〇九	一、二四	一、一七
合計		七、四〇	六、〇四	六、〇三	五、二七	六、二六

合計	c 薪炭燈火費	八四三	六七三	五、六八	七、五九	五、三九
	d 被服身廻品費	六三四	一〇、二九	九、九一	九、五八	一三、二四
合計	(II) 社會生活費					〇、八六
	a 保健衛生費	五、二六	四、七四	七、二一	五、〇三	五、〇八
合計	b 育兒教育費	三、二一	三、〇五	二、八七	二、〇〇	二、五五
	c 實際交通費	五、三五	四、四六	五、三八	六、六四	四、一九
合計	d 公課及會費	〇、二九	一、三五	一、一五	一、二四	〇、三四
	(III) 文化生活費	二、六九	五、六一	五、三八	五、六一	二、八八
合計	(IV) 雜費(負債費を含む)	二、二四	三、八三	二、二〇	三、四四	三、八四
	合計	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇

即ち右表に依れば、已に長期記入の全所帶の支出状態について見たる關係が一層明らかに表はれ居るを知り得るのである。

支出の状態を收入と關係せしめて考察せんと欲し、已に前節に於て立てたる收入の四階段によつて、各所帶を分類し、其の各段階に就いて支出の状態を観察することとしたのである。先づ其の前に該四段階に於ける記入延月數、所帶數及び所帶員を見るに、

A 第八八號

收入四段階の各に於ける記入月數所帶數及び所帶員

計	第一類	第二類	第三類	第四類	收入額	記入延月數	所帶數	所帶員	一家平均
	五十圓以下	五十圓乃至七十圓	七十圓乃至九十圓	九十圓以上		三三	八	二五	三・三三
						七二	一四	五五	三・九三
						四八	二	四七	四・二七
						三〇	七	三九	五・二九
					一八三				
							四〇	一六六	四・一五

収入の段階の上るに連れて一所帯平均人員がいよ／＼増加することは特に注意し置くべき點である。

而して先づ収入の各段階に就いて、一所帯一月平均支出額を算出する時は次の如くである。

A 第八九號 収入によつて分類せる所帯の一月平均支出額

収入段階	(I) 生活必需費
五十圓以下	
五十圓乃至七十圓	
七十圓乃至九十圓	
九十圓以上	

計	(II) 社會生活費					(III) 文化生活費	(IV) 雜費(負債費を含む)	(V) 貯蓄	(VI) 非常特別支出	(VII) 費目記載洩	合計
	a 保健衛生費	b 育兒教育費	c 實際交通費	d 公課及會費	e 購買組合掛金						
	二・二九六	〇・九七六	三・三五一	〇・三三一	一・八二四	一・九八九	四八・八三〇	二・七〇三	〇・一五九	〇・〇三六	五二・七〇七
	三・七三三	七・六二六	三・六二三	四・三〇九	三・八一七〇	二・九四三	七・五〇四	三・七三六	一・六六九	五・〇八三	六五・四八三
	二・九四三	七・五〇四	三・三三二	六・一八三	〇・二四七	二・七三二	二・三六七	二・五四二	〇・〇七八	〇・〇三五	七三・二〇七
	三・七九七五	六・六五〇	四・一五八	八・二九七	〇・〇二二	四・二一九	一・五三一	三・三三六	〇・三九七	二・四九〇	一・九三七〇
	五・九二七七	八・三六五	五・五五五	一・〇〇四七	〇・三三六	四・三三三	五・七三三	六・四八六	〇・七五七	六・三三二	一一九・三七〇
	八・三三三	一・八八四	一・五二五	四・三三八	〇・三三六	六・三三二	八・〇八四	一・五二五	四・三三八	〇・三三六	

A 第九〇號 収入によつて分類せる所帯の一人一月平均支出額

費目	収入段階	
	五十圓以下	五十圓乃至七十圓乃至九十圓乃至九十圓以上
(I) 生活必需費	7357	7489
a 飲食物費	2436	1909
b 住居費	1257	858
c 薪炭燈火費	1345	1573
d 被服身廻品費	1345	1943
e 購買組合掛金		003
(II) 社會生活費	2195	1557
a 保健衛生費		883
b 育兒教育費		1557
c 交際交通費		0974
d 公課及會費		1337
(III) 文化生活費	073	098
a 保健衛生費	073	098
b 育兒教育費	032	035
c 交際交通費	107	133
d 公課及會費	014	093
(IV) 文化生活費	0580	0583
(V) 貯蓄	1559	1635
(VI) 非常特別支出	063	063
(VII) 合計	1652	1691
(VIII) 合計	008	006
(IX) 合計	005	000

A 第九一號 收入によつて分類せる所帯の純支出額中各費目の百分比

費目	収入段階	
	五十圓以下	五十圓乃至七十圓乃至九十圓乃至九十圓以上
(I) 生活必需費	4651	4683
a 飲食物費	1562	1194
b 住居費	742	536
c 薪炭燈火費	862	984
d 被服身廻品費		033
e 購買組合掛金		033
(II) 社會生活費	7618	7420
a 保健衛生費		595
b 育兒教育費		266
c 交際交通費		809
d 公課及會費		098
(III) 文化生活費	373	435
a 保健衛生費	373	435
b 育兒教育費	143	176
c 交際交通費	686	809
d 公課及會費	067	098
(IV) 合計	1652	1663
(V) 合計	008	006
(VI) 合計	005	000

(IV) 雑費 (賃借費を含む)	四・〇七	三・七七	〇・五二	七・〇三
計	100.00	100.00	100.00	100.00

一八〇

収入が五十圓以下より五十圓乃至七十圓、七十圓乃至九十圓と進むに従つて、生活必需費の一所帯平均額、一人宛平均額及び百分比が増加し行くことは、少々不思議に感ぜらるゝ。併し此の結果を見て直ちに、収入増高すれば生活必需費の全支出に於て占むる割合が増高し行くものであると断ずるは甚だ早計であると云はなくてはならぬ。蓋し、上述の収入四段階はこれ決して絶対的の段階ではないのであつて、任意的の區劃であると云ふことを先づ以て知らねばならぬのであるが、更らに此の四段階の夫々に屬する所帯の數に差異あるのみならず、記入の月に夫々差等あり、且つ其の家族構成にも異同あることを考慮せねばならぬのである。故に此の結果によつて以て収入階級と支出に於ける各費目の割合との關係を論斷せんとするは、自分の頭初よりの目的ではなかつたことを諒解して置いて欲しい。斯くて此處には唯だ労働者の家計に於て其の支出が如何に配分されゐるかを示すを以て満足せんとするのである。もし夫れ如上の収入の高低と支出に於ける各費目の割合との關係の討究に至つては、之を第二部報告の際に於ける詳細なる取扱の際に譲らうと思ふ。

第四節 収入支出の對照

四十所帯につき、純収入と純支出とを對照して、その收支計算を検するに、次の如き結果を見るのである。

A 第九二號 四十所帯收支計算表

第一所帯	第二所帯	第三所帯	第四所帯	第五所帯	第六所帯	第七所帯	第八所帯	第九所帯	第十所帯	第十一所帯	第十二所帯	第十三所帯	第十四所帯	第十五所帯
一月平均収入金額	六二・六一三	七三・五三五	七九・二八三	七二・七三六	七六・四二七	一七二・三九七	三六・五三五	一〇三・九八三	五九・五四〇	八八・二七〇	一〇六・九八二	五二・三三〇	六四・二一〇	五五・五七三
一月平均支出金額	六五・七六八	五三・六五一	七四・八二七	六八・四三八	六四・九〇三	一三五・一四八	四三・六九七	一三七・一三〇	六〇・八九六	六一・八〇三	八六・〇一〇	四九・三三四	七二・二一〇	四八・三三八
差引	不足	過	同	同	同	不足	同	同	同	同	同	不足	過	同
金額	三・一五五	一九・八八四	四・四五六	三・二八八	一二・五二四	三七・二四九	六・一六三	三三・一四七	一・三五六	二六・四六七	二〇・九七二	二・八八七	八・〇〇〇	七・三三五

一八一

第十六所帯	四六・四九八	五六・九八五	不足	一〇・四八七
第十七所帯	三九・三三三	三八・七四三	過	〇・五八〇
第十八所帯	一〇八・二四四	一一三・三一四	不足	五・〇七〇
第十九所帯	三三・〇四三	四〇・三四四	同	八・三〇三
第二十所帯	六七・六五五	五八・五一八	過	九・一三七
第二十一所帯	六七・四八三	五九・五八五	同	七・八九八
第二十二所帯	六六・八八〇	七四・三九八	不足	七・五一八
第二十三所帯	九〇・〇七五	九六・七三八	同	六・六六三
第二十四所帯	五七・三四〇	七三・九〇三	同	一六・五六三
第二十五所帯	七八・〇〇〇	九七・三三八	同	一九・三三八
第二十六所帯	三二・二五〇	四六・八八三	同	一五・六三三
第二十七所帯	八三・三七〇	一一〇・一六〇	同	二六・七七〇
第二十八所帯	六一・六六五	五九・九六三	過	一・七〇三
第二十九所帯	一〇〇・〇〇〇	九三・四八〇	同	六・五三〇
第三十所帯	八五・六六〇	六八・四九〇	同	一七・一七〇
第三十一所帯	四三・〇九〇	四三・〇一〇	不足	〇・九二〇
第三十二所帯	一〇六・三一一	一一九・五五五	同	一六・二四五
第三十三所帯	八〇・六五〇	九八・四六五	同	一七・八一五
第三十四所帯	八五・六〇〇	四三・九一〇	過	四一・六九〇
第三十五所帯	八六・七三〇	六九・二五〇	同	一七・四七〇

第三十六所帯	四五・〇六五	六五・四一六	不足	二〇・三五二
第三十七所帯	五一・九四七	五一・九四五	過	〇・〇〇三
第三十八所帯	五六・四四七	三八・七九〇	同	一七・六五七
第三十九所帯	六〇・九三五	七六・九七七	不足	一八・〇五三
第四十所帯	六八・六三三	七四・六三七	同	六・〇一四
計	三、九三一・九三〇	三、八九〇・六五〇	過	四一・二七〇
一所帯平均	七三・三九八	七三・二六六	過	一・〇三三

即ち全過剩僅かに四十一圓二十七錢、一所帯に付き一圓三錢二厘に過ぎない。而して不足を生じたる所帯數は二十である。此の不足は負債、貯金の引出、質入、又は無盡落札等に依つて之を補ふのであつて、家計簿に之を明記したるもの十所帯あり、其の他は此の不足額の半額程を夫等の方法によつて補填したるもの四所帯、他の六所帯に至つては此の點全く不明である。過剩を生じたる所帯の數二十、其の最大なるものは四十一圓六十九錢であるが、大多數は十圓前後の過剩を示すに過ぎぬのである。

更らに之を收支段階に就いて觀察するに、
 A 第九三號 收入段階によつて見たる收支計算表

収入段階	收支別		收支差引過不足
	一所帯一月平均額	一所帯一月平均額	
五十圓以下	四一・六九六	四八・八二〇	不足 七・一二四
五十圓乃至七十圓	六三・五五七	六三・八三九	同 〇・二八二
七十圓乃至九十圓	八一・七五六	六九・四一九	過 一二・三三七
九十圓以上	一三五・三四五	一二五・二二五	同 一〇・一二〇

収入の低きもの程、不足額を生ずること大なるを見るのであつて、七十圓未満の収入の所帯が常に不足に生活しつゝあるを知り得るのである。

* * * * *

「附記」 右家計調査の結果は已に述べたるが如く、其の概観に過ぎぬものである。其の詳細の取扱については第二部報告に之を譲ることとしたのである。支出の状態を、本報告に於ては一人宛の平均額にて止め、成年男女及び子供等によつて其の重さを顧慮して、之を成年男の單位に還元して、其の單位による支出關係を考察する如き、又收支の各類を更らに細分して其の各項目に於ける收支の状態を取扱ふことの如き、何れも第二部報告に廻はすこととしたのである。

第十一章 職業と出生 (殊に労働者と出生)

第一節 一般狀況

出産について職業種別を見るに、大正六年中に於ける總數八二四の中、工業従業者は四一九であつて、五〇・八五%を占め、商業は之に次げども遙かにその數を減じて一五七を算し、一九・〇五%を占めてゐる。而して之を大正二年より六年に至る五年平均と比するに、之れより高きものは唯だ一つ工業のみであつて、高きこと八・七二%である。其他の職業種類は何れも多少の低下を示してゐる。次に職業上の地位を見るに、大正六年に於ては労働者四四二を數へ、實に五三・六四%を占めてゐる。之に次げるは小企業者の二一四であつて、二五・九七%を占む。役員級の 一〇・〇七%も目立つもの、一つである。之を五年平均に比するに、労働者は高きこと六・四六%、小企業者は高きこと一・三二%であつて、其の他のものは原狀維持若しくは低下を示してゐるのである。

以上は月島が近年工業の方面に於て發達し、工業労働者の數を著しく増加したることを語るものではあるまいか。

出産兒の男女別を考ふるに、五年間總計に於ては工業、商業、交通業、公務自由業に於ては何れも男の方、女よりも多く、出産女兒百に付き男兒の割合工業にては一〇六・三、商業にては一〇五・二、

公務自由業にては一〇一・四であるが、交通業に至つては實に二三七・四である。(全島の割合は女百に付男一〇五・六)。然るに大正六年に於ては交通業は低下して一二六・一となり、工業は増高して一六・〇となつた。又之を職業上の地位より見るに、五年間總計に於て出産女の男よりも多きは、大企業主及び自由業主であつて、小企業者、役員及び労働者は何れも男兒が女兒に優つてゐるのである。即ち小企業者にては女兒百に付男兒一〇五・五に當り、役員は一・二・二、労働者は一〇八・〇に當つてゐる。而して大正六年に於ては労働者は一二二・五に増してゐるのである。(A第六二表の一及二参照)

生産に於ても、大正六年の總數七五五の中、最高位を占むるは工業關係者の三九一であつて、五一・七九%を占め、之に次ぐものは商業關係者の一五〇であつて一九・八七%を占めてゐる。五年平均と比すれば、高きものは出産の場合に於けると同様工業關係者のみであつて、高きこと八・六三%であり、他の職業種類は何れも多少の減少を示してゐる。職業上の地位について見るも、大正六年の最高は労働者の四一二であつて、實に五四・五八%を占め小企業者の二六・七五%之に次いでゐる。而して五年平均より高きこと、労働者に於て六・七%小企業者に於て一・五二%であつて、労働者階級の生産割合を著しく増高してゐる。(A第六三表の一及二参照)

死産に就いて見るに、大正六年の總數六九の中、最高は同じく工業關係者の二八であるけれども、その割合は四〇・五八%であつて、生産の場合よりは遙かに低く、商業關係者にては一〇・一四%であつて、これも亦生産の場合よりも低いのである。而して唯だ無業の欄を著しく増高せしめてゐる。之れを五年平均に比すれば、工業に於ては一〇・二九%を増し、商業に於ては四・一五%を減じてゐる。其の中労働者は大正六年に於て三〇を數へ、四三・四八%を占め、五年平均に比し高きこと四・二七%である。小企業者は一七・三九%であつて、五年平均より低きこと〇・八五%である。出産千中死産の占むる割合を見るに、五年平均にては無業の一八三・六の高率を別にして、其他の有業者の一七〇・二高位を占め、交通業者の八〇・六、商業の五九・五、之に次いでゐる。然るに大正六年に於ては、夫等は何れも多少の低下を示しゐるに反し、工業關係者は八・九を増して六六・八となつてゐる。職業上の地位より見るに、無業不詳を除いては労働者は最高位を占めて五年平均六六・七を示し、大正六年には一・二を増して六七・九を示してゐる。(A第六四表の一、二及三参照)

第二節 各島に於ける状況

五年間に於ける出生の状況を各島別について考察するに、(A第六五表乃至第六七表参照) 佃島に於ては出生總數二九九の中、商業關係者は一二〇を占め四〇・一三%を示してゐる。之に次ぐものは工業關係者であつて一五・三八%、漁業關係者も割合に多く九・三六%を占めてゐる。又職業上の地位よりして見るに小企業者最も多く實に五〇・五%を占めてゐる。全體としては女兒百に付

き男児は八八・一であつて、女兒の多さを示し、小企業者、労働者共に女兒の超過を認むることが出来る。出産千中死産の占むる割合が無業不詳を別にして、交通業者が一四二・九の高率を示し、小企業者が七二・八を示せるに、労働者が四七・六の低位にあることは注意すべき點である。

新佃島に於ては、出産總數八九六の中、工業關係者三九四であつて四三・九七%を占め、無業の一四七(一六・四一%)、商業の一四二(一五・七四%)之に次いでゐる。職業上の地位を見るに、労働者の四七〇が五二・四五%を示して最高位を占め、しかも三島中、労働者の割合に於て最高位を占む。小企業者は一七八(一九・八七)を算してゐる。男女の別を見るに全體としては女兒百に付き男児一六・四であるが、小企業者にあつては一三七・三、労働者にあつては一三四・四の高率を示してゐる。生産千中死産の占むる割合が、無業不詳を除いて、交通業者の一〇九・四の高率を示してゐるところは、佃島の場合と同じく注意すべきであるが、小企業者は七八・七を示し、労働者は六一・七を示して、全島平均よりも低いことも注意すべき點であると思ふ。

月島にては、出産總數二、九〇四の中、工業關係者は一、二八七であつて、四四・三二%を占め、商業は之に亞いて五二九(一八・二二%)である。三島中、工業關係者の割合高き所である。労働者は一、四〇一であつて、四八・二五%を占め、小企業者は六八二であつて、二三・四八%を占めてゐる。而して出産兒の男女別を見るに、小企業者、役員及び労働者共に男児の超過を示してゐる。尤も大企業者に於ても男児の超過を認むることが出来る。生産千中死産の占むる割合が無業不詳を別として、労働者が六九・二を示し、最高位を示し、且つ三島中労働者の同一比例が最高位にあるを見るのである。

第三節 職業と出生月

五年間の出産を月別となし、一年間の出産を千としてこれに對して各月の占むる割合を算するに、工業關係者にあつては、一月最高にして三月二月之に次ぎ、四月が最低位にある。而して第二の山の頂は十月にある。商業關係者に於ては、一二三月の山は前同様なれども、十月の第二の山頂甚だ高さを著しとなすのである。四月の低位にあることも同一傾向である。交通業者に於ても一二三月に高山あり、四月に谷があつて、大體に於て同一の傾向にあるけれども第二の山頂が十一月にあること、七月にも亦四月同様の谷のあることを異にしてゐる。漁業關係者に於ても大體に於て同様の趣を認め得る様である。公務自由業者は商業關係者と甚だよく似てゐる。

之を職業上の地位より見るに、労働者、小企業者及び役員は大同小異であつて、殆んど同一傾向を示して、前述の工業關係者に述べたと甚だよく似た傾がある。然るに自由業者に至つては全くその趣を異にして一二三月は高からずして、十一月のみ獨り特に高位を示し六月と十二月とが次位を占めてゐるのである。(A第六八表の一及二參照)

生産についても殆んど右と同様の関係を認め得るのである。(A第六九表の一及二参照)
 死産は労働者にては一月と二月に最も多く、小企業者にては十二月に特に多く、役員にては二月と九月とに最高を占めてゐる。而して出産千中死産の占むる割合の最も多きは、工業関係者にては六月の九二・〇、商業関係者にては四月の一二二・五、交通業者にては十二月の二二七・二、公務自由業にては三月の八三・三、其の他の有業者にては五月の四〇〇・〇であり、職業上の地位よりいへば、小企業者にては四月の一〇一・一、役員にては九月の九六・八、労働者にては六月の一〇二・四である。(A第七〇表の一、二及三参照)

全島五年平均の出産千中死産の占むる割合八〇・三より高き率を示せる月を各職業別について舉示すれば、

職業種別

工業	六月(九二・〇) 五月(八二・二)
商業	四月(一二二・五) 五月(八四・七) 十二月(八三・三)
交通業	十二月(二二七・二) 六月(一九〇・五) 八月(一五〇・〇) 二月(一三三・三) 九月(一〇五・三) 一月(一〇〇・〇)
公務自由業	三月(八三・三)

其他の有業者	五月(四〇〇・〇) 六月(三六三・六) 四月(三三三・三) 九月(二七二・七) 七月(二五〇・〇) 二月(二三〇・八) 十二月(二二二・二) 一月(九五・二) 三月(九五・二)
無業	十二月(二八二・六) 七月(二六六・七) 四月(二三五・三) 六月(二二二・二) 十一月(二一六・七) 十月(二一四・三) 九月(二一〇・五) 五月(二〇九・三) 八月(一五六・九) 二月(一四五・二) 一月(一二七・九)

職業上の地位

小企業者	四月(一一一・一) 十二月(一〇三・九) 七月(八九・六)
役員	九月(九六・八)
労働者	六月(一〇二・四) 五月(九四・九) 九月(八〇・五)

第四節 職業と公生私生

五年間の出産に就きその公生私生の割合を職業種類について観察するに、私生の割合最も多きは無業(六四・五一%)であつて、不詳(二六・二五%)之に次ぎ、農業(一三・八九%)を除いては他の職業種類にては全島平均の割合よりも皆低い、而して最も低きものは漁業の三・〇三%である。又職業上の

地位より見れば、無業不詳を除いて自由業者(一六・〇%)最も高く、小企業者は三・四六%、労働者は四・三四%であつて割合甚だ低きを見るのである。(A第七一表の一及二参照)

生産に於ても亦略ぼ同様の關係を認むるのであるが、(A第七二表の一及二参照)

死産にては、私生の割合、無業(九三・二八%)不詳(六六・六七%)に於て甚だ高く、他の職業種類にては甚だ低い、職業上の地位より云ふ時は、無業及び不詳を除けば、労働者の四・六五%、小企業者の三・三三%を見る丈けて何れも低い割合にある。生産中死産の占むる割合に於ては、職業種類より云へば、公生にては「其他の有業者」の一七・七・八最も高く、「不詳」を除いて、私生にては、工業關係者の三九〇・九最も高し。職業上の地位より云へば公生に於ても私生に於ても労働者階級最高位を占め、公生は六六・五、私生は三七一・四を示してゐる。(A第七三表の一、二及三参照)

第五節 父母の職業及び年齢と出生

(一) 出生と父の職業及年齢

五年間の出生につき、出生兒と父の年齢とを職業と關係せしめて考察するに、漁業にては三十歳—四十歳(五一・五二%)最高にして、四十歳—五十歳(二七・二七%)之に次ぎ、他は一割以下である。工業にては三十歳—四十歳(四七・七七%)を最高とし、二十五歳—三十歳(二六・四二%)四十歳—五十歳(一五・三四%)の順となる。商業にては三十歳—四十歳(四七・二二%)を最高とし、四十歳—五十歳

(二二・七八%)、二十五歳—三十歳(二一・七七%)の順をとり、交通業者にては、三十歳—四十歳(五〇・一九%)最高位を占め、四十歳—五十歳(二六・七四%)二十五歳—三十歳(一三・一八%)となる。公務自由業にては三十歳—四十歳(五五・八二%)二十五歳—三十歳(二一・八五%)四十歳—五十歳(一四・七三%)であり、其他の有業者にては、三十歳—四十歳(五一・〇六%)、四十歳—五十歳(二五・五三%)、二十五歳—三十歳(一四・一八%)である。

次に職業上の地位より云へば、小企業者は三十歳—四十歳(四八・一七%)四十歳—五十歳(二二・三六%)二十五歳—三十歳(二〇・〇八%)であり、自由業者は三十歳—四十歳(六〇・〇%)、二十五歳—三十歳(二〇・〇%)、役員は三十歳—四十歳(五五・五三%)、二十五歳—三十歳(二二・三五%)、四十歳—五十歳(一五・二七%)であるが、労働者は最高位三十歳—四十歳の四七・六二%より、二十五歳—三十歳の二四・九二%、四十歳—五十歳の二七・一二%といふ順位をとつてゐる。而して二十五歳以下に於ては、割合最も多きものは職業種類にては、工業であつて、社會的地位よりいへば労働者であり、二十五歳—三十歳にても工業(農業を除いて)及び労働者である。然るに三十歳—四十歳に至つては、職業種類に於ては公務自由業にして地位よりは役員である。四十歳—五十歳に於ては、職業種類よりは交通業であり、職業上の地位よりは大企業者である。五十歳以上に至つては、一方は漁業であつて、他方は大企業者である。(A第七四表の一及二参照)

生産については出産について述べたると殆んど同一の関係を認め得るのである。(A第七五表の一及二参照)

死産に於ては凡べての職業種類及び職業上の地位に於て三十歳—四十歳が最高位を占めゐることは出産の場合と同一である。然るに第二位は出産の場合には二十五歳—三十歳が占め第三位を四十歳—五十歳が占めたことが大部分の職業及び階級に於て然りであるけれども、死産に於てはその逆に大部分は四十歳—五十歳が第二位を占め、二十五歳—三十歳が第三位を占めゐることを認むるのである。生産千中死産の占むる割合の労働者の二十歳以下に於て高きも注意すべき點であると思ふ。(A第七六表の一—三参照)

(二) 出生と母の職業及び年齢

母の年齢と職業との関係を見るに、出産に就いては、漁業にては三十歳—四十歳(三九・三九%)を最高とし、二十歳—二十五歳、二十五歳—三十歳(二四・二四%)を次位に置く、工業にては三十歳—四十歳(三四・八六%)を最とし、二十五歳—三十歳(二九・一三%)、二十歳—二十五歳(二三・二二%)の順となり、商業にては三十歳—四十歳(三九・一一%)、二十五歳—三十歳(二六・八四%)、二十歳—二十五歳(二一・九〇%)であり、交通業にては三十歳—四十歳(五〇・九二%)、二十五歳—三十歳(二四・五四%)、二十歳—二十五歳(一一・七二%)となり、公務自由業にては二十五歳—三十歳(三一・五九%)、三

十歳—四十歳(三〇・六四%)、二十歳—二十五歳(二六・八四%)となつてゐる。其他の有業者にては三十歳—四十歳(四一・八四%)、二十五歳—三十歳(二六・九五%)、四十歳—五十歳(一五・六%)の順となり、無業にては三十歳—四十歳(三三・九五%)、二十歳—二十五歳(二三・七七%)、二十五歳—三十歳(二一・二四%)となつてゐる。而して職業上の地位よりすれば、小企業者にては三十歳—四十歳(四〇・六七%)、二十五歳—三十歳(二五・六九%)、二十歳—二十五歳(二〇・三四%)であり、役員にては二十五歳—三十歳(三二・三〇%)、三十歳—四十歳(三〇・〇九%)、二十歳—二十五歳(二五・六六%)となり、労働者にては三十歳—四十歳(三六・五六%)、二十五歳—三十歳(二八・七〇%)、二十歳—二十五歳(二二・一三%)となつてゐるのを見るのである。即ち大部分の職業種類及び職業上の地位に於て、三十歳—四十歳が首位を占め、二十五歳—三十歳之に次ぎ、二十歳—二十五歳が第三位を占めてゐるのを知るのである。唯だ公務自由業及び役員に於て二十五歳—三十歳が首位を占めゐるを異にするだけである。

二十歳未満に於て首位を占むるものは無業であり、二十歳—二十五歳にては農業を除いては公務自由業者であり、二十五歳—三十歳にては公務自由業及び役員であり、三十歳—四十歳にては交通業及び小企業者であり、四十歳—五十歳にては「其他の有業者」及び大企業者であり、五十歳以上にあつては工業及び労働者である。(A第七七表の一及二参照)

生産については、出産について述べたると同一の関係を認め得るのである。(A第七八表の一及二参

照)

死産にては大部分の職業種類及び階級に於て、三十歳—四十歳が首位を占め、二十五歳—三十歳之に次ぎ、二十歳—二十五歳第三位に來るといふ傾向があるけれども、公務自由業者及び無業に於て少しく之れと趣を異にするものがある。

生産中死産の占むる割合に於て、労働者階級が五十歳以上(八五七・一)、及び四十歳—五十歳(一五五・三)に於て高率を示しゐることは注意すべき事柄であると云はねばならぬ。(A第七九表の一—三参照)

第十二章 職業と死亡 (殊に労働者と死亡)

第一節 一般状況

大正六年に於ける死亡を見るに、總數五九〇の中、工業關係者は二三四を算して、三九・六六%を占め、商業關係者は之に亞ぎて、一一六を算し、一九・六七%を占めてゐる。之を大正二—六年の五年間平均の割合と比するに、高きものは商業(増高〇・七二%)、公務自由業(増高一・四四%)、其他の有業者(増高〇・八一%)であるが、其他の職業種類に於ては、何れも多少の低下を示し、工業に於ては低きこと〇・八三%である。

次に職業上の地位について見るに、大正六年に於ては労働者は三〇八を算して五二・二%を占め、小企業者は一六〇を數へて二七・一二%を占めてゐる。之を五年平均に比するに、労働者は低きこと一・二二%であつて、小企業者は高きこと、一・三%であり、大企業者は低下し、自由業者、役員は増高を示してゐる。

以上は近年に於て月島に於ける工業の發達がその従業者に割合に豊かなる生活を供し得たることを語るものではあるまいか。

大正六年の死亡に於ける男女の權衡を見るに工業に於ては女百に付き男一二〇・七であつて、五年

平均に比すれば低きこと四・五である。又労働者に於ては男一三・八・一を示して、五年平均より高きこと實に一三・三である。斯かる男の高率は、これ此の地の工業經營者に於て、又労働者階級の間には、男子の數婦人に比して遙かに多きことを語るものである。(A第八〇表の一及二、第八一表の一及二参照)

第二節 各島に於ける状況

五年間の死亡を各島について觀察するに、
 佃島にては、職業種類よりすれば、男女とも商業關係者最高位を占め(男四七・二四%、女三九・一八%、計四三・七五%)、之に次ぐは男女とも漁業關係者である(男一三・三九%、女一六・四九%、計一四・七三%)。職業上の地位よりすれば、男女とも小企業者最高位にあつて(男五九・〇六%、女五八・七六%、計五八・九三%)、之に次ぐものは男女とも労働者である(男二六・七七%、女一八・五六%、計二二・二一%)。男女の權衡よりすれば、無業不詳を除いて他は皆男の超過を示し、商業に於ては女百に付男一五七・九、小企業者にては一三八・九、労働者にては實に一八八・九を示してゐる。

新佃島にては職業種類よりすれば、男女とも工業關係者最高位を占め(男四〇・五五%、女四二・四八%、計四一・四九%)、之に次ぐは男女とも商業關係者である(男一三・〇%、女一八・九五%、計一五・九%)、又職業上の地位よりすれば、男女とも労働者第一位を占め(男六〇・六八%、女五五・八八%、計五八・三五%)、次位は男女ともに小企業者である(男二〇・一二%、女二四・五一%、計二二・二五%)。男女の權衡よりすれば、商業、小企業者及び無業を除いて、他は皆、男の超過を示してゐる。労働者に於ては女百に付き男一四・一六に當つてゐる。

月島にては、職業種類よりすれば、男女とも工業關係者最多數を占め(男四三・一%、女四四・〇%、計四三・五三%)、商業關係者之に次ぎて、男一八・四%、女一五・二九%、計一六・九二%を示してゐる。又職業上の地位よりすれば、男女とも労働者第一位に居り(男五五・九四%、女五四・九四%、計五五・四六%)、第二位は小企業者であつて、男二四・二八%、女二二・四二%、計二二・九%である。男女の權衡を見るに、公務自由業及び無業を除いて、他は皆男の超過を示し、労働者にあつては、女百に對し男一二・〇に當つてゐる。(A第八二表の一及二、第八三表の一及二参照)

第三節 職業と死亡月

大正二一六年の五年間の死亡を月別となし、總數を千として、之に對して各月の占むる割合を各職業の種類及び階級について算するに、先づ職業種類に於ては、漁業は七月、五月及び四月十一月が高位にある、一二三月が比較的低位にあることは全島の状態とその趣を一にすれども、十月が低くして十一月が却つて高きことは一つの特長である。工業は七月の山のみ特に目立つて高く十一月の谷が割合

に深いだけであつて、他の月に於ては甚しい起伏がない。商業は五月に高山あり、六月に深谷あるを著しとなすのであつて、其他の月に於ては大した高低を見ない。交通業は七月と二月とに高さ山あり、三月に深い谷がある。而して一年の前半に起伏多くして後半にはそれが少いのを見る。公務自由業は四五月に第一の山が出来、八九月に第二の山が出来てゐる。七月が他の職業と反對に低い位置にあることは注意すべき特徴ではあるまいか。而して十一、十二、一月に深谷が出来てゐる。其他の有業者にては十二月最高位を占め、七月之に次いでゐる。而して最低位は一月にある。一年を通じて可成りに起伏の多いことを特徴とする。

次に職業上の地位より見て、小企業者は五月最も高く、十二月之に次ぐが、四五月の山高く、七八月に第二の山がある。そして十一月の谷が深い。割合に起伏の多い状態にある。役員階級にては五六月の山高く、八月も亦高い。十二月一月の谷は甚だ深いが、七月が他の階級と逆に低位にあること、總體に起伏の極めてはげしいこと、は一特徴である。労働者階級にては、七月の山特に著しく高くして、其他の月に於ては甚しい高低のないことが最も目立つ特色である。

男女各別に職業と死亡月との關係を見るに、各職業の種類及び階級を通じて一體に男にては五月最も高く、四月之に次ぎ、女にては七月最も高く、五月之に次ぐ様である。今各職業及び各階級につき死亡男女を季節に分つてその最高最低を記せば左の如くである。

A 第九四號

職業種類より見たる死亡と季節との關係

職業種類		死亡割合		高低の差
最高	最低	最高	最低	
漁業	秋	冬	冬	最も甚し
工業	春	秋	秋	第三位
商業	夏	冬	冬	次位
交通業	夏	冬	冬	甚しからず
公務自由業者	春	冬	冬	最も小
其他の有業者	夏	冬	冬	甚しからず
(男 亡 死)		(女 亡 死)		
漁業	夏	夏	夏	最も甚し
工業	夏	冬	冬	第三位
商業	春	夏	夏	最も小
交通業	冬	夏	夏	甚しからず
公務自由業者	夏、秋	春、秋	春、秋	甚しからず
其他の有業者	春	春、秋	春、秋	次位

A 第九五號

職業上の地位より見たる死亡と季節との關係